# \*2\* 統合の時代

大正9~昭和20年 | 1920-1945年

1

# 横浜興信銀行の設立

一破綻した銀行の預金者救済のために

#### 大正9(1920)年

#### 第一次世界大戦後の反動恐慌が起こる

大正3(1914)年7月に勃発した第一次世界大戦は、連合国勝利のうちに7年に終戦を迎えた。開戦直後は日本経済も一時的に深刻な打撃をこうむったが、4年から本格的な大戦景気に入り、空前の好況時代を迎える。終戦翌年の8年春以降、日本経済は戦時を上回る好景気を迎え、9年に入っても好況を続ける一方で、物価の高騰とともに投機的な取引が横行しはじめる。

そして大正9(1920)年3月15日、株価は東西両株式市場で一斉に暴落し、4月上旬には大阪の増田ビルブローカー銀行が経営破綻に陥った。これをきっかけとして、恐慌の幕が切って落とされた。

#### 大正9(1920)年 ------

# 横浜最大の普通銀行が突如休業し、 横浜金融界に衝撃を与えた

大正9(1920)年5月24日、横浜の七十四銀行、および同行と関連の深い横浜貯蓄銀行が突如3週間の休業を発表した。その後も再開のめどが立たず、休業の延期が繰り返されることになる。

七十四銀行は、明治 11 (1878) 年 7 月に設立された 第七十四国立銀行を起源とし、国立銀行としての営業満 期にともない横浜七十四銀行となり、大正 7 (1918) 年 しちじゅうし

には七十四銀行と改称のうえ、茂木銀行と合併していた。 全国的にも有数の商社として知られた茂木合名の機関銀行で、横浜における最大規模の普通銀行であった。9年 に入って預金減少・貸出増加が急激に進み、休業時の預 金残高は約5,000万円、貸出は約8,700万円となって いた。貸出のほぼ半額の4,250万円が茂木合名関連への



七十四銀行本店(横浜興信銀行初代本店) 南仲通二丁目 20 番地 (横浜商工会議所所蔵)

明治 38 (1905) 年、横浜七十四銀行本店として建築され、大正 7 (1918) 年、七十四銀行本店となる。大正 9 (1920) 年 5 月から休業し、同年 12 月横浜興信銀行が設立され、初代本店となる。関東大震災で焼失。



七十四銀行・横浜貯蓄銀行の休業通知と休業延期通知 (横浜市史資料室所蔵)

大正9 (1920) 年 5 月 24 日に3 週間の休業を発表。その後 12 月 25 日 に横浜興信銀行が開業するまで、休業の延期が13 回繰り返された。

貸出であり、茂木関連貸出を中心に約2.900万円が回 収不能の見込みとなった。

大銀行の突然の休業は金融市場に甚大な影響を与え、 銀行の取付け騒ぎが各地に波及した。古くから生糸の金 融機関として重要な地位を占めてきた同行の休業はま た、蚕糸業界にも甚大な被害を与えた。

#### 横浜財界が預金者救済に立ち上がる

銀行休業により最も深刻な影響をこうむったのは、 七十四および横浜貯蓄両銀行の預金者であった。休業時 における両行の預金口座数は約5万5.000口座、この うち1口2.500円以下のいわゆる小口預金口座が、そ のほとんどにあたる5万3.000口座を占めていた。当 時の横浜の戸数は7万5千戸であった。

未曾有の難局に直面 した横浜の財界は、原 富太郎らが中心となっ て、預金者救済のために 総力をあげて七十四銀行 の整理に乗り出した。神 奈川県知事・井上孝哉 も事態を憂慮し、大正 9(1920)年5月27日、 県庁内に横浜市長および



横浜興信銀行初代頭取 原富太郎(第二銀行頭取)

市内の有力な銀行家・実業家を招いて、七十四銀行の休 業問題について協議した。その結果、原富太郎(第二銀 行頭取)、渡辺福三郎(渡辺銀行頭取)、若尾幾造(横浜 若尾銀行頭取)、井坂孝(横浜火災保険常務取締役)の4 名が、七十四および横浜貯蓄両銀行の整理相談役に推挙 され、両銀行の整理処分案の立案にあたることになった。

#### 大正9(1920)年

### 整理案作成を進める

整理相談役の試算では、両銀行が破産となった場合、 損失は債権の65%程度にのぼることが見込まれた。破 産を避けて預金者を救済するという難問に対し、整理相 談役は協議を重ねた結果、小口預金者の保護に重点をお く趣旨のもとに、①1口2.500円以下の小口預金・無 担保債権については全額払い戻す、②1□2.500円を 超える預金・無担保債権については一律に2.500円宛 払戻し、残額は一定期間支払を猶予して、ある程度の損 失を分担してもらう――ことを骨子とする整理案を作成 した。しかし、これを実行するためには、七十四銀行分 1.000 万円、横浜貯蓄銀行分 600 万円、合計 1.600 万 円の払戻用資金が必要であり、この巨額の資金を横浜財 界が独自に調達することは不可能であった。

そこで、横浜の有力者が新銀行を設立し、新銀行が 七十四および横浜貯蓄両銀行の整理を受託して、両銀行 の預金払戻しをおこなうこととし、その払戻し資金とし









大正 9 年 12 月 25 日付けの日本銀行からの 1,600 万円の借入契約書 横浜に本店を置く普通銀行 7 行の連帯保証を受けた。

て政府から1,600万円の特別融資を受ける案をつくり、 ただちに、政府および日本銀行に対して了解を求めた。

#### 政府・日本銀行による特別融資

時の大蔵大臣・高橋是清は、一私企業に対して政府が このような救済資金を貸与した前例がなかったことか ら、特別融資に対し難色を示し、政府との交渉は難航し

整理相談役は、最後の望みをかけて原敬首相に預金者 救済のための政府資金の融通を請願し、ようやく大正9 (1920)年7月下旬、横浜市民救済と横浜金融界再建の ために、政府および日本銀行の了承をえることができた。 年利5%・期間10年・一括返済で政府が日本銀行に貸 し下げ、日本銀行が3%を負担して、新たに設立する銀 行に年2%の低利で貸し出すという、寛大な条件であっ た。

#### 大正9(1920)年

#### 特別融資について、

#### 横浜に本店を置く普通銀行による連帯保証を受ける

この政府からの特別融資には条件があった。横浜に本 店を置く普通銀行9行による連帯保証が必要とされた のである(特殊銀行である横浜正金銀行・神奈川県農工 銀行、貯蓄銀行は対象外とされた)。横浜市民のために

政府が救済融資をする以上、横浜の銀行も責任を分かち 合うべきである、という趣旨であったが、9行にとって は容易には応じられない重大問題であった。

最終的には、七十四銀行等に残っていた約3,000万 円の財産を、他の債権者に優先して政府借入金の弁済の ために差し出す、との原富太郎の決断によって、連帯保 証にともなう危険が小さいことが9行に理解され、この 局面は打開された。9行から連帯保証の了解を取り付け た整理相談役は、政府融資の内定をえて、七十四および 横浜貯蓄両銀行の整理処分についての細目を詰め、大正 9(1920)年8月24日にその整理案を発表した。なお、 東京所在の銀行と合併・移転した銀行などがあり、日本 銀行からの1.600万円の融資の契約上は、7行の連帯保 証を受けた。

#### 大正9(1920)年

## 5万5.000口の預金者全員から承諾書を受理する

しかし、これで整理案が成立したわけではなかった。 当時、日本には強制和議の制度がなく、成立させるため には全債権者から整理案についての承諾を得ることが必 要であった。すなわち、横浜市内のみならず全国各地に 散在する5万5.000口の預金者と400人の債権者の一 人ひとりから、承諾書を徴集しなければならなかったの である。

こうしたなか、私利私欲を離れて一般預金者のために

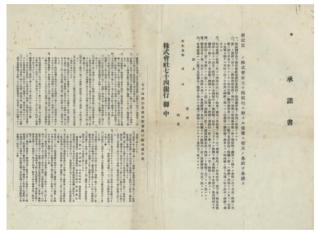








預金者・債権者全員からの承諾書徴集という難事業に、 預金者である「七十四銀行整理後援会」の委員たち、なら びに七十四および横浜貯蓄両銀行の行員が取り組み、大 正9(1920)年12月23日、ついに全承諾書の徴集が完 了した。



承諾書 大正9 (1920) 年8月に示された整理処分案(左側に記載)についての承諾書。預金者有志が中心となり、5万5,000口の預金者全員から受理した。

#### 大正9(1920)年

#### 新銀行・横浜興信銀行が設立される

全承諾書の徴集にめどが立った大正9(1920)年12 月16日、七十四銀行整理のための新銀行の設立総会が 開かれた。この新銀行が横浜興信銀行である。

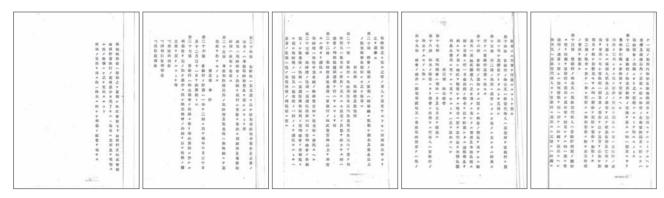
資本金は100万円、うち払込資本金は25万円で、株 主には整理相談役の4名のほか、連帯保証に応じた横浜 市内本店銀行の各頭取、有力生糸売込商など17名が名 を連ねた。役員は取締役9名、監査役5名で、初代頭 取に原富太郎、副頭取に井坂孝が就任。店舗は七十四銀 行の全店舗を継承し、横浜市内に本店と元町・神奈川・ 伊勢佐木町・野毛町・長者町の5支店、さらに東京・高 崎・川崎・京都・大阪にもそれぞれ支店を設置した。ま た、従業員については、七十四および横浜貯蓄両銀行の 大半の行員を引き継ぎ、70余名の陣容でスタートする ことになった。

#### 大正9(1920)年

#### 公共的な使命を背負って開業

### ~原始定款に「役員報酬なし」「配当なし」の規定

大正 9 (1920) 年 12 月 25 日、横浜興信銀行の開業に 際し、井上神奈川県知事と大芝群馬県知事は、「横浜興 信銀行の設立はたんなる商事会社の設立とみるべきでは なく、これはひとつの公共事業であり、設立に参加した 人々の義挙である」との談話を述べた。特殊ないきさつ



横浜興信銀行の原始定款(設立時の最初の定款)

で設立された横浜興信銀行の性格を端的に表すもので あった。

横浜興信銀行の設立時の定款(原始定款)には、専務 取締役以外の役員については無報酬とする(第25条)、 また繰越金については七十四および横浜貯蓄両銀行の整 理処分を完了する場合にはその不足を補填するため無償 でこれを支出する、さらにこの支出をなすまでは株主に 対して利益の配当をしない(第27条) ――などの規定が あり、公共性の強い救済事業としての立場が明瞭に打ち 出されていた。

開業の翌26日、この日は日曜日であったが、横浜興 信銀行は、日本銀行から融資を受けた1.600万円の資金 によって、七十四銀行および横浜貯蓄銀行の預金支払を 開始した。払戻しを受けた預金者のなかには、そのうち の何割かを横浜興信銀行の預金に振り替える人もあり、 横浜興信銀行は、第1期営業報告書において、これら 預金者の協力に対する感謝の念を表明している。

# 地元銀行と横浜興信銀行の合同

### 神奈川県内で地域別に銀行合同の検討が開始される

大正9(1920)年、県下では神奈川県銀行同盟会が結 成されている。七十四銀行等の破綻・休業の余波で預金 取付けを受けた県下銀行があったことから、県知事の斡 旋もあり、相互救済連盟の組織をつくることになったも のである。横浜以外の県下銀行29行が加盟して、地域 別に5つの部会に分け、部会ごとに合同を検討していく こととし、事務局を左右田銀行に置いた。

大正12(1923)年に、桜井共益銀行、酒田銀行、 共治銀行が松田銀行と合同しているが、これは、同盟会 第5部・足柄上郡内での合同であった。なお、合同後 の松田銀行は、昭和2(1927)年、駿河銀行(現・スル ガ銀行)と合同する。

#### 大正10~13(1921~1924)年

#### 都南貯蓄銀行が設立され、貯蓄銀行は県内1行となる

全国で貯蓄銀行の破綻が多数発生したことを受け、貯 蓄銀行法が制定され、大正10(1921)年公布、翌年施 行された。貯蓄銀行の経営健全化のため、兼業を禁止し





専務取締役以外の役員は無報 酬 (第25条)、株式は無配当 (第27条)である旨が規定さ れている。きわめて公共性の 高い、特別な使命を負った銀 行の設立であった。

30

て、独立性の維持を求め、運用面でも厳しい制約が課された。このため、全国では515行にのぼる貯蓄銀行が普通銀行へ転換することになる。

左右田銀行は震災の打撃などにより昭和 2 (1927) 年に休業・破綻し、横浜興信銀行と合同することとなるが、以上の経緯が示すとおり、大正 9 (1920) 年から 10 年の神奈川県銀行同盟会、都南貯蓄銀行の設立時点では、左右田銀行が県内の銀行合同の中心と考えられていたのである。横浜興信銀行は整理銀行としてまさに設立されたばかりであり、第二銀行は原家、原合名会社の機関銀行であったため、合同の主役とはなりえなかった。

#### 大正12(1923)年

#### 関東大震災に襲われる

大正 12 (1923) 年 9 月 1 日午前 11 時 58 分、関東大 震災が発生した。神奈川県は、ほぼ全県にわたって被害 を受け、なかでも横浜市の中心はほとんど壊滅状態と なった。

横浜興信銀行の受けた被害も甚大であった。本店および市内の5支店全部と東京支店が焼失し、災禍を免れた

のは、わずかに川崎と高崎の2店舗だけであった(京都 支店・大阪支店はすでに廃止していた)。

横浜では、他行の受けた被害も大きかった。当時、横



関東大震災で焼失した本店 大正 12 (1923)年 南仲通二丁目 20 番地設立 3 年後、関東大震災に襲われる。横浜興信銀行は、当時の本支店 9 か店のうち、横浜市内全 6 か店と東京支店を焼失。残ったのは高崎支店と川崎支店のみであった。



**バラックで営業する本店 大正 12 (1923)年 弁天通四丁目 53 番地** 急造のバラックで営業再開。ここでの営業は昭和 4 (1929) 年まで続いた。



左右田銀行・左右田貯蓄銀行営業案内 大正5(1916)年ごろ(横浜市中央図書館所蔵)

浜における最大の普通銀行であった左右田銀行は、東京・ 横浜の10店舗のうち9店舗を焼失した。また、第二銀 行も、その主要取引先である原合名会社が保有していた 生糸の多くが焼失し、多大な影響を受けざるをえなかっ た。各行とも、震災による債務者の死亡、行方不明、ま たは担保品の焼失や値下がりなどにより、貸出内容の悪 化に苦しむことになった。

#### 大正13~14(1924~1925)年

# 県下銀行にも震災の影響が及ぶ ~関東銀行・小田原実業銀行の休業

震災の影響は、県下銀行にも及んだ。大正 13(1924) 年に、関東銀行および関連の関東貯蓄銀行が休業する。 関東銀行は、明治 43(1910)年、藤沢・相模共栄・浦 賀の3銀行の合同により新設され、藤沢・三浦半島一帯 に営業地盤を築いていたが、関東大震災による被災で資 産内容が悪化し、その後の預金引出しによって資金繰り も逼迫した。県内有力銀行のひとつであった関東銀行の 休業を憂慮した県知事から、その整理について横浜興信 銀行・井坂孝副頭取に委嘱があり、大蔵省・日本銀行の 要請もあって、横浜興信銀行が全面的に支援することに



旧明和銀行本店(現中央労働金庫小田原支店)
小田原市本町二丁目 1番23

この建物は、明和銀行本店として昭和3(1928)年に建てられたもの。昭和16(1941)年、六行合同により横浜興信銀行小田原支店(2代目)となり、昭和49(1974)年に移転するまで当行小田原支店であった。現在も中央労働金庫小田原支店として現役である。

なった。大正 14(1925)年、整理案にもとづいて新銀行ー関東興信銀行が設立され、井坂孝が頭取に就任した。

大正 13 (1924) 年、神奈川県銀行同盟会の第4部(足柄下郡、現在の小田原市域)に属する小田原銀行・小田原通商銀行・国府津銀行・曽我銀行の4行が合同し、小田原実業銀行が設立された。しかし、実際には震災の影響による各行の経営悪化が促した合同であったため、設立翌年に休業に至る。昭和2(1927)年に川崎財閥系列の明和銀行が設立され、整理受託、開業するまで、休業期間は2年に及んだ。

#### 昭和2(1927)年

#### 震災手形の処理が金融恐慌勃発の引き金となる

震災手形の善後処理が、その後の金融恐慌勃発の直接 の引き金となる。震災手形とは、震災によって生じた経 済界の困難を緩和するため、政府が保証して日本銀行に 再割引させた被災地関係の手形のことであり、第二銀行 や左右田銀行の持込み額は全国的にも大口の部類に入っ ていた。

震災手形の決済期限は、当初大正 14(1925)年9月30日であったが、震災以前から経営が悪化していた企業の不良手形もかなり含まれていたため、決済が進まず、1年ずつ2回延長されて、最終期限は昭和 2(1927)年9月末日とされた。

一方、日本は、大正6(1917)年に金本位制を離脱していたが、13年に為替相場が動揺、下落したことから、金解禁を迫る声は輸出産業を中心に一層強まっていた。昭和2(1927)年1月、片岡直温蔵相は、金解禁の準備として、まず震災手形の整理に着手したが、この審議の過程で、震災手形所持銀行名が次第に明らかとなる。

日増しに動揺がひろがっていた矢先、同年3月14日の議会で、片岡蔵相が東京渡辺銀行の破綻を公言するという "失言"事件が起こり、翌15日、東京渡辺銀行と同系のあかぢ貯蓄銀行が休業した。両行の休業は金融界に多大の衝撃を与え、京浜地方を中心に各地で預金の取

32

付けが頻発するに至り、わが国金融史上空前の大規模な 金融恐慌へと発展した。

#### 昭和2(1927)年

#### 左右田銀行が破綻し横浜興信銀行と合同する

左右田銀行は関東大震災当時、横浜における最大規模の普通銀行であったが、大震災で致命的な打撃を受け、多額の震災手形を所持していたことから、昭和2(1927)年3月の金融恐慌に際して激しい取付けにあい、ついに休業のやむなきに至った。日本銀行のすすめにより、横浜興信銀行が整理を受託することになった。

左右田銀行の資産、負債を査定した結果、純資産1,044万円に対し純負債は2,657万円であり、この結果欠損見込額は1,613万円にのぼった。預金の支払については、①1口100円以下の預金は全額を支払うこと、②1口100円を超える預金はその元金の5割5厘を支払い、その残額の免除を受けること、を決め、預金者の了解を求めた。

左右田銀行との合同の実態は、横浜興信銀行が日本銀行からの借入によって左右田銀行所有の債権と不動産を買取り、左右田銀行はそれらの売却によって得た資金をもって横浜興信銀行に預金の支払を委託した、というものであった。不動産については、横浜興信銀行全額出資



**左右田銀行解散式 昭和2(1927)年(横浜市史資料室所蔵)** 開港記念横浜会館における左右田銀行の解散式。

による横浜地所株式会社を新たに設立し、左右田関係不動産買入資金として497万余円を融資してこれを引き継いだ。

横浜興信銀行は、左右田銀行から、長島町(のちに阪東橋に名称変更)、下谷、深川(いずれも東京、昭和6(1931)年廃止)の3か店を継承するとともに、既設の神奈川、長者町、戸部、東京の4か店について、左右田銀行店舗に移転した。また、左右田銀行元行員100名前後が採用された。

#### 昭和2~3(1927~1928)年

#### 銀行法公布・施行、銀行の最低資本金が法定化される

昭和2(1927)年に公布、翌年施行された「銀行法」は、金融業以外の兼業禁止、常務役員の兼業制限等を定めるとともに、銀行の最低資本金を法定化した。銀行は資本金100万円以上の株式会社であることを原則とし、東京・大阪に本支店がある場合には200万円以上、人口1万人以下の地方に本店がある場合には50万円以上の資本金を必要とすることが定められた。同時に政府は、原則として単独増資を認めない方針をとり、極力合同を促進した。なお、最低資本金は、昭和7(1932)年末までに達成することが義務づけられた。

#### 昭和3(1928)年

# 横浜の3つの銀行が横浜興信銀行と合同 〜かつての横浜の3大銀行が合同し、 横浜興信銀行は横浜を代表する銀行となる

昭和3(1928)年、横浜の3つの銀行が横浜興信銀行と合同することとなる。

第二銀行は、明治2(1869)年設立の横浜為替会社を 起源とし、第二国立銀行に組織変更し、国立銀行の営業 満期到来により第二銀行となって、原家、原合名会社の 機関銀行となっていた。しかし、金融恐慌を契機に機関 銀行の時代は去り、さらに銀行法の施行により銀行集中 の時代を迎えたことから、横浜興信銀行との合同に踏み 切ることとなった。第二銀行は合同に先立ち、預金者に対しては希望によってその元利全部を支払い、残った預金約 1,000 万円と、対等額の現金、有価証券、優良債権等を横浜興信銀行に譲渡した。また、第二銀行元行員77 名が採用された。

同年、横浜貿易銀行と元町銀行も資産、負債を横浜興 信銀行に引き継いだ。

横浜貿易銀行は、明治29(1896)年の設立以来、横 浜市内の絹織物貿易商の金融機関として知られていた が、金融恐慌により打撃を受けていた。また、元町銀行 は、明治33(1900)年に元町貯蓄銀行として設立され、 不動産金融を主体としていたが、やはり金融恐慌により 痛手を受け、横浜興信銀行に合同した。

左右田・第二・横浜貿易の3行は、横浜興信銀行設立の際、保証銀行としてその名を連ねた7行のうちの3行であった。

こうして、かつて、横浜の3大銀行であった七十四銀行、左右田銀行、第二銀行の3行が横浜興信銀行として合同し、横浜のトップバンクの地位を確立する。



特別当座預金通帳(第二銀行高崎支店) 昭和2(1927)年ごろ 通帳裏表紙の原 富太郎頭取のあいさつ文に、明治2(1869)年設立の横 浜為替会社からの連続性が語られている。第二銀行の営業を継承した当 行の歴史も横浜為替会社から始まる。

#### 昭和5(1930)年

# 横浜興信銀行開業から10年、 七十四銀行等の第2次整理の時を迎える

昭和5(1930)年1月11日、日本は13年ぶりに金本位制に復帰する。前年10月にアメリカで起こった恐慌が次第に全世界に波及し、日本経済は5年から6年にかけてきわめて深刻な恐慌に直面する。

こうしたなか、横浜興信銀行は、設立、第1次支払から10年が経過し、昭和5(1930)年12月26日の返済期日を迎えた。

試算の結果、返済を要する債務額・約3,600万円に対し、債務の返済にあてうる予想資金額は約1,500万円となり、2,100万円の資金不足となった。すべての債務を返済することは不可能なため、預金の返済に重点をおくこととし、政府と日本銀行に返済猶予を陳情して、次のような第2次整理案が成立した。

- (1) 横浜興信銀行の政府借入金1,600万円のうち、 500万円を返済し、残額は10年間返済猶予を得 る。
- (2) 一般債務 1,547 万円については、総額 1,000 万円を限度に支払い(1 口 6 万円未満は全額支払い、6 万円以上は一部を支払う)、残額は 10 年後に支払う。

この結果、1,152名のうち1,109名(口数では1,571口のうち1,390口)という大多数の預金者が全額支払を受けることができたが、全額支払の枠から外れた6万円以上の預金者43名に対し、再度一部返済猶予について承諾を受けることとなった。

横浜興信銀行は、設立当初の約旨にもとづき、この 10年間蓄積した利益金 203万円を整理補填金として提供した。このため、7日間の決算であった初年度を除く と初めての赤字決算となった。また、預金、有価証券・ 貸出金とも大幅に減額し、利益を生む基盤である運用資 産の減少を余儀なくされた。

第2次整理案にもとづく支払完了により、七十四お

34

よび横浜貯蓄両行の特別預金(支払を据え置いている 預金)の残高は約550万円に減少し、また債権者も43 名となり、両行併存の必要はなくなったので、昭和7 (1932)年11月、七十四銀行は横浜貯蓄銀行を吸収合 併した。さらに12年3月3日、七十四銀行は銀行業を 廃止して七十四商事株式会社に商号変更した。

#### 昭和4~7(1929~1932)年

#### 県内で銀行合併による資本金増加が進む

銀行法の要請する最低資本金の猶予期限である昭和7 (1932)年末が近づき、県内でも銀行合併により資本金 増加をはかる動きが目立つようになる。

昭和 4(1929) 年、足柄農商銀行(南足柄・資本金 35 万円)は、川村銀行(山北・資本金25万円)と合併して、 資本金を60万円とし、本店を山北に移した。最低資本 金50万円の基準を満たし、6年には、金田興業銀行を 合併している。

鎌倉銀行は、銀行法公布前から資本金 100 万円となっ ており最低資本金を満たしていたが、昭和3(1928)年、 町田銀行との合同により資本金を130万円とし、5年、 資本金 10 万円で基準未達であった相模実業銀行(厚木) とで、資本金140万円の(新)鎌倉銀行を設立した。そ の後、10年には、瀬谷銀行の資産・負債を継承している。

昭和7(1932)年には、秦野銀行(秦野・資本金50万 円)が、5年から休業していた伊勢原銀行(伊勢原・資本 金100万円)とで資本金100万円の(新)秦野銀行を設 立している。また、いずれも平塚に本店を置く江陽銀行 (資本金50万円)と平塚銀行(資本金40万円)が合併し て、新たに資本金100万円の平塚江陽銀行を設立した。

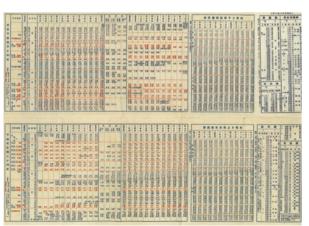
#### 昭和7(1932)年

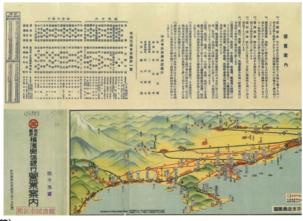
#### 関東興信銀行と合併し、県下店舗網を大幅に拡充する

横浜興信銀行(資本金100万円)は、東京に支店があ るため、最低資本金200万円を満たす必要があったが、 すでに、設立段階から関与し、頭取を派遣して整理を進 めていた関東興信銀行(資本金100万円)と合併するこ とが決まっていた。大正 14(1925)年 12月の関東興信 銀行の設立に際し、大蔵省より、将来、横浜興信銀行と 合併するようにとの内意があり、これに対して横浜興信 銀行と関東興信銀行は、同月16日付の上申書において、 適当の時期に合併する旨、上申していたのである。

そして、昭和7(1932)年11月1日、両行の合併が 実施された。

横浜興信銀行の店舗は、出張所を含め16か店を引き 継いだことにより35か店となった。これまで、県外の 高崎・前橋・東京のほかは、ほとんどが横浜市内であり、





横浜興信銀行営業案内 昭和7(1932)年11月(横浜市中央図書館所蔵) 関東興信銀行と合併し、湘南・小田原方面まで店舗網を拡大した直後の営業案内。店舗配置図・列車時刻表が載せられている。東海道線の本数 は現在と比べものにならないほど少ないが、横須智線は1時間に2本、現在とさほど遜色のない所要時間で電車が運行されていたことがわかる。

「県内かつ横浜市外」の店舗は川崎・横須賀の2か店のみ であったが、この合併により三浦半島および湘南・小田 原方面まで店舗網を大幅に拡充することとなった。また、 合併により人員は約70名を増加している。

#### 昭和10(1935)年 .....

#### 原頭取が退任する

昭和10(1935)年7月26日、その前年ごろから病を 得ていた原頭取は、任期満了を機に相談役に退いた。第 2代頭取には、原頭取を補佐して横浜興信銀行の設立、 七十四銀行の整理という難事業を軌道に乗せた、陰の功 労者の井坂孝副頭取が就任した。後任の副頭取には、前 年から経営に加わっていた中村房次郎取締役が昇格し

相談役に退いて療養に専念していた原前頭取は、昭和 14(1939)年8月16日、不帰の客となった。享年70 歳であった。名園・三渓園を遺したほか、震災後に横浜 市復興会会長を務めたことをはじめ、横浜のために多方 面にわたり貢献した。



震災復興祝賀式 昭和 4(1929)年(横浜市史資料室所蔵) 震災復興祝賀式の様子。左端は大西一郎助役(のちに横浜市長を経て横 浜興信銀行頭取代行取締役)。その右が横浜市復興会会長であった原富太 郎(横浜興信銀行頭取)。

#### 昭和13(1938)年

#### 住吉町に本店を新築する

横浜興信銀行初代本店の建物(旧七十四銀行本店)は、 関東大震災時に焼失した。このため、弁天通四丁目角に 仮店舗を急造して開業し、罹災6年後の昭和4(1929) 年11月には、弁天通二丁目の元横浜取引所使用の建物 を買収改築して再度移転し、仮本店としていた。

長らく仮設の本店の営業が続いた後、住吉町四丁目 に敷地を選定してようやく新本店建設に着手、昭和13 (1938)年秋に完成し、11月7日に開店した。新装なっ た本店は、20年5月29日の横浜大空襲では奇跡的に 被害を免れ、本町五丁目に本店を新築・移転する35年 まで22年間、本店として使用された。



仮設の本店 昭和 4(1929)年 弁天通二丁目 35番地 旧横浜取引所の建物を改築して、仮設の本店として移転。バラックから は前進したが、昭和13(1938)年まで、仮設店舗での営業が続いた。



仮設の本店(営業場) 昭和4(1929)年 弁天通二丁目35番地



#### 昭和11(1936)年 ------

免除の承認を受け、最後に残った横浜興信銀行からの借 入金598万円について、横浜興信銀行が債務免除した

ことにより、昭和23(1948)年3月2日、同社は清算 を結了した。こうして、明治 11 (1878) 年に第七十四 国立銀行として誕生して以来の波瀾に富んだその歴史の

墓を閉じたのである。

### 「一県一行主義 | が提唱される

大正 14 (1925) 年に 1,400 行強を数えた全国の普通 銀行は、銀行法にもとづく最低資本金未達の無資格銀行 の整理猶予期限となる昭和7(1932)年末には538行に まで減少していた。

銀行合同は昭和8(1933)年から第二段階を迎える。 これは、預金者保護の観点からおこなってきた従来の合 同勧奨を一歩進めて、経営が健全な銀行にも合併を推奨 し、準戦時体制下における地方的金融統制の体制確立を 図ろうとするものであった。そして、11年には、国会 において、馬場鍈一蔵相より「一県一行主義」が提唱され、 合同が一段と進むことになる。

#### 昭和16(1941)年

#### 六行合同

# ~県内6普通銀行が横浜興信銀行と合同し、 横浜興信銀行は県内唯一の普通銀行となる

神奈川県に本店を置く銀行は、ピークである明治 40 (1907)年には、特殊銀行を含め64行に達していたが、 合同の進展と廃業とにより、昭和15(1940)年には、 普通銀行 7、貯蓄銀行 1、特殊銀行 2 の計 10 行に集約 されていた。横浜興信銀行を含む普通銀行7行に対し、 大蔵省・日本銀行・県当局により合同の勧奨が進められ、 16年の秋口になって、関係各行の経営陣は大乗的見地 に立って合同を承諾する姿勢を強め、鎌倉・明和・平塚 江陽・相模・秦野・足柄農商の普通銀行6行が、横浜 興信銀行へ営業譲渡し、ここに神奈川県の普通銀行は「一 県一行 | となった。

6 行からの営業譲渡は、大蔵省検査による査定額で資 産・負債をすべて引き継ぎ、資産超過分と、預金額の



住吉町四丁目 42 番地

昭和15(1940)年

#### 七十四銀行等の第3次整理

#### ~20年かけて預金支払を終了する

さらに10年が経過し、昭和15(1940)年12月、 七十四銀行の第2次整理で設定した支払期限、すなわ ち第3次整理の時を迎えた。

試算の結果、七十四銀行(実際にはすでに七十四商事 株式会社と改称していたが、ここでは旧名を用いること にする)の要弁済額 2.083 万円に対し、支払に充当でき る資金は470万円にすぎず、差引き1.613万円の資金 不足となることが予想されたため、第3次整理案の概 要は次のとおりとなった。

- (1) 預金残額 554 万円については、個人の預金者に 対して全額を支払い、法人預金・神奈川県預金に ついて一部支払のうえ残額免除を交渉する。
- (2) 横浜興信銀行の政府からの借入金残額 1,100 万 円については、昭和30(1955)年までの15年間 で分割返済する。

この第3次整理案にもとづき個人預金者分55万円は 全額支払ったが、法人分449万円および神奈川県50万 円に対しては、債権の一部放棄を懇請し、その承諾を得 た。

このようにして3次にわたる整理案の遂行により、当 初の一般債権者の債権について、利息の免除を受け、元

本の免除を約200万円受けて、支払を終了した。20年 という長期間を要したものの、わが国の数多い銀行整理 のなかで類を見ない、きわめて低い元本の切捨て率に抑 えることができたのである。

#### ~昭和25(1950)年

# 横浜興信銀行設立から30年、

### 七十四銀行関係の整理がすべて完了する

横浜興信銀行は、七十四銀行の第3次整理の支払資 金の穴埋めのため、昭和16(1941)年1月、日本銀行 から200万円の借入を受け、さらに同年9月には、同 じく日本銀行から1,700万円の特別融通を受けた。横浜 興信銀行は借り入れた1.700万円で国債を購入し、この 国債を借入金の担保に差入れる一方、手持ちの国債を売 却して政府借入金(特別借入金、16年上期末残高 1.090 万円)を完済した。

この結果、七十四銀行の整理にかかわる横浜興信銀 行の負債は、日本銀行借入金の1.900万円だけとなっ た。なお、これについては戦後の22年1月1.700万円 を、25年5月に200万円をそれぞれ返済して、ようや く七十四銀行関係の整理をすべて完了した。

一方、七十四商事株式会社は、昭和22(1947)年、 大正9(1920)年の休業時に背負っていた日本銀行から の無担保借入金600万円の残額424万円について債務 2%相当の暖簾(のれん)料を横浜興信銀行が支払う、という形でおこなわれ、店舗のすべてと多くの行員を継承した。継承前は出張所を含め31か店、その過半の17か店が横浜市内であったが、郡部を中心に一気に40か店を増加し、71か店となった。人員も約300名増加し、初めて1.000人を超えた。



旧鎌倉銀行本店(横浜興信銀行鎌倉支店) 鎌倉市小町一丁目9番1 明治30(1897)年、鎌倉銀行本店として開業。昭和16(1941)年、六行合同により横浜興信銀行鎌倉支店となる。写真は、昭和25(1950)年ごろのもの。昭和43(1968)年に移転後も、厚生施設「鎌倉倶楽部」として使用されていた。



旧相模銀行本店(横浜興信銀行秦野支店) 秦野市本町一丁目 11 番 12 明治 25 (1892) 年、相模銀行本店として開業。昭和 16 (1941) 年、六行合同により横浜興信銀行秦野支店となる。写真は、昭和 25 (1950) 年ごろのもの。昭和 35 (1960) 年に建て替えられるまで使用された。

### 昭和16~19(1941~1944)年

#### 戦時下での頭取の交代

昭和 16 (1941) 年 12 月、井坂孝頭取は退任し、第3

代の頭取には、日本銀行から高安礼三を迎える。なお、 中村副頭取は、その前年取締役に退き、副頭取にはやは り日本銀行から迎えた馬場勇が就任していた。

その後、高安・馬場体制で、太平洋戦争という非常時下での経営に臨んだが、18年末に馬場副頭取が急逝し、高安頭取も翌19年7月に病気のため退いた。このため、同年8月、日本銀行から第4代頭取として柳沢鉱一を迎え、その指揮の下で終戦前後の混乱期を乗り切っていくことになる。

#### 昭和17(1942)年

#### 定款を変更し株主配当を開始する

しちじゅ

昭和15(1940)年12月に七十四銀行関係の第3次整理を完了した横浜興信銀行は、16年下期の六行合同に先立ち、同年7月の株主総会で定款から役員報酬制限条項を削除した。そして、同年12月、大蔵省・日本銀行の許可をえて、翌17年1月の株主総会で定款から配当制限条項を削除するとともに、この期に、創立以来20年あまりを経て初めて年3%の株主配当を実施した。

#### 昭和16~20(1941~1945)年

#### 戦時下で店舗網充実が進む

昭和16(1941)年7月、政府は貯蓄増強を推進するため、銀行店舗の少ない地域に預金だけを取り扱う簡易店舗の設置を認め、特別出張所の制度を発足させた。横浜興信銀行も、18年までに6特別出張所を開設し、翌19年にはこれらをいずれも特別支店に改めた。また、20年までに15支店4出張所が廃止となったが、うち10支店1出張所は戦災による焼失または強制疎開によるものであった。

その結果、この5年間に横浜興信銀行の店舗は、戦災などによる廃止店舗が多かったにもかかわらず、六行合同による大量増もあって、昭和15(1940)年末の29本支店1出張所が、18年の68本支店8出張所を経て、終戦時には61本支店3出張所となった。



**煙に包まれた本牧・根岸(横浜市史資料室所蔵)** 昭和 20 (1945) 年 5 月 29 日 横浜大空襲。楕円形に見えているのが根 岸競馬場跡。

# 昭和20~22(1945~1947)年

#### 横浜興信銀行が神奈川県に本店を置く唯一の銀行となる

昭和19(1944)年、神奈川県農工銀行が他府県の農工銀行とともに日本勧業銀行に合併され、県内の本店銀行としては横浜興信銀行、横浜正金銀行のほかに都南貯蓄銀行が残るだけとなった。都南貯蓄銀行は大正10(1921)年公布の貯蓄銀行法の精神に則り、県内貯蓄銀行の大合同によって同年12月に設立され、その後県内唯一の貯蓄銀行としてその使命を果たしてきた。

昭和20(1945)年、当局の強力な勧奨によって大都市に残る9 貯蓄銀行が合同し日本貯蓄銀行(協和銀行の前身)が設立される運びとなり、都南貯蓄銀行に対しても、当局から日本貯蓄銀行への合同に参加するか、横浜興信銀行と合同するかについて打診がおこなわれた。その結果、横浜興信銀行への営業譲渡が実施されるに至った。

都南貯蓄銀行との合同により、横浜興信銀行は、特殊銀行である横浜正金銀行を除くと、県内唯一の銀行となり、政府の一県一行主義が神奈川県において実現した。そして、昭和22(1947)年、東京銀行開業(本店・東京)・横浜正金銀行閉鎖により、横浜興信銀行は、神奈川県に本店を置く唯一の銀行となった。



旧都南貯蓄銀行本店(現都南ビル) 吉田町 10 番地 昭和 20 (1945) 年に横浜興信銀行と合同した都南貯蓄銀行の本店ビルで あった。横浜興信銀行は、建物は継承しなかったが、営業を継承した。 昭和 5 (1930) 年に建てられ、現在も「都南ビル」として現役である。



終戦直後の関内大通り・伊勢佐木町・馬車道 昭和 20 (1945) 年 8 月 30 日 (横浜市史資料室所蔵) 占領軍進駐初日に撮影された写真。本店(住吉町)、伊勢 佐木町支店、都南ビル(旧都南貯蓄銀行本店) は焼けずに 辞った。

- ①本店(住吉町)
- ②伊勢佐木町支店
- ③都南ビル